



平成 27 年 6 月 27 日

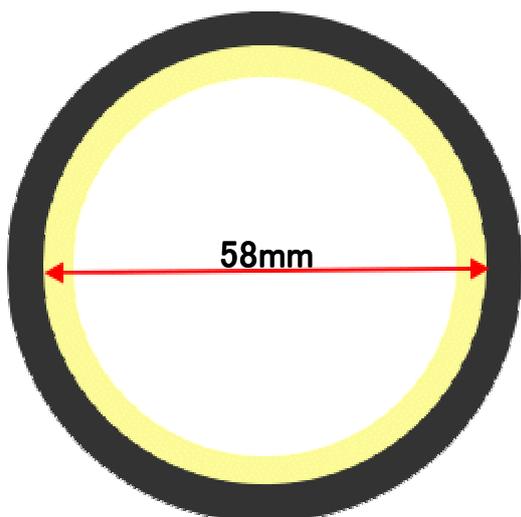
電動ツーリング・カー・スポーツクラス 特別規定 2

○モーター車検規定

車検の際の端子間抵抗は、 $47.5\text{m}\Omega$ 以上を可とする。これは、車検機具の計測誤差を考慮するものである。

○タイヤ車検規定

タイヤとホイールの瞬間接着剤の塗布範囲は直径 58mm の真円範囲を超えてはならない
(下図参照のこと)



○グリップ剤について

コントロールグリップ剤は、コラリー製 TC-2 プラスを使用する。タイヤクリーナーの使用は認められるが、どちらもタイヤエリア内にて、主催者が用意した物に限る。

○コースレイアウトについて

コースレイアウトと周回方向の変更は行わない。現状のコースを使用してレースを行う。